

第5回 恵那市恵那南地区統合中学校準備委員会

総 会

日時：令和7年6月5日(木)19時より

場所：岩村コミュニティセンター 大ホール

1. あいさつ

2. 委嘱（机上配布）

3. 委員紹介

4. 準備委員会の組織について

5. 議題

（1）承認事項

- ・課題 No. 10 通学路の安全対策に関すること
- ・課題 No. 12 看板、案内標識の整備に関すること
- ・課題 No. 20 学校備品、教材備品の整理に関すること
- ・課題 No. 22 保存文書等の整理に関すること

（2）報告事項

- ・課題 No. 5 制服・体操服・かばん・上履きについて
- ・課題 No. 16 教育課程等、教育内容に関すること
- ・課題 No. 19 交流事業に関すること

総会終了後、専門部会を行いますので、会場の移動をお願いします。

【専門部会会場】

総務部会：大ホール（前方）

教育活動・学校事務部会：大ホール（後方）

環境整備・PTA・コミスク部会：1階和室

恵那市恵那南地区統合中学校準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 恵那市立岩邑中学校、恵那市立山岡中学校、恵那市立明智中学校、恵那市立串原中学校及び恵那市立上矢作中学校の統合(以下「統合」という。)について、事務の円滑な推進を図るとともに、統合後の恵那市立恵那南地区統合中学校(以下「新中学校」という。)における新しい学校づくりについて検討するため、恵那南地区統合中学校準備委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第7条に規定する理事会の決定に関する承認を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、委員 100 人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから恵那市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 統合に関し専門的識見を有する者
- (3) 地域自治区会長会議を代表する者
- (4) 恵那市PTA連合会を代表する者
- (5) 恵那市こども園・保育園保護者会連合会を代表する者
- (6) 恵那市小中学校校長会を代表する者
- (7) 恵那市こども園園長会を代表する者
- (8) 新中学校の区域にある地域自治区を代表する者
- (9) 新中学校の区域にある学校運営協議会を代表する者
- (10) 新中学校の区域にある中学校のPTAを代表する者
- (11) 新中学校の区域にある中学校の教職員を代表する者
- (12) 新中学校の区域にある小学校のPTAを代表する者
- (13) 新中学校の区域にある小学校の教職員を代表する者
- (14) 新中学校の区域にあるこども園の園児の保護者会を代表する者
- (15) 新中学校の区域にあるこども園の保育教諭を代表する者
- (16) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から所掌事務が終了する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ第7条の理事の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(総会)

第6条 委員会の会議(以下「総会」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員の委嘱及び任命後最初に開かれる総会は、教育委員会が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、総会を開くことができない。
- 3 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(理事会)

第7条 委員会において次に掲げる事項を検討し、及び決定するため、理事会を置く。

- (1) 新中学校の名称、校章、校歌、校訓、制服等に関すること。
- (2) 新中学校の教育課程、学校行事及び学級編制に関すること。
- (3) 新中学校の生徒の通学路、通学方法等に関すること。
- (4) 新中学校の学校、生徒会、PTA、部活動等の組織運営に関すること。
- (5) 新中学校の施設、設備及び備品の整備に関すること。
- (6) 統合に向けての交流事業並びに閉校及び開校記念事業に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、統合に必要な事項に関すること。
- 2 理事会は、理事 30 人以内をもって組織する。
- 3 理事は、委員のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。
- 4 理事会に理事長及び副理事長を各1人置く。
- 5 理事長及び副理事長は、それぞれ委員長及び副委員長をもって充てる。
- 6 理事長は、理事会を代表し、会務を総理する。
- 7 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 理事会の会議は、必要に応じて理事長が招集し、議長となる。ただし、理事の選出後最初に開かれる理事会の会議は、教育委員会が招集する。
- 9 理事会は、理事の半数以上の出席がなければ、理事会の会議を開くことができない。
- 10 理事会の会議の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 理事長は、理事会の会議における審議状況及び結果を委員会及び教育委員会に報告するものとする。
- 12 緊急を要する事案又は軽易な事案については、理事会における決定を受けて、第6条に規定する総会の承認に代えることができる。
- 13 理事会は、必要があると認めるときは、理事以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第8条 委員会及び理事会において検討及び決定並びに承認すべき事項をあらかじめ調整するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事 10 人以内をもって組織する。
- 3 幹事は委員のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。
- 4 幹事会の会議は、必要に応じて教育委員会が招集する。
- 5 幹事会は、幹事会の会議における審議状況及び結果を理事会に報告しなければならない。
- 6 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、別表右欄に掲げる事項について調査検討をさせ、委員会の効率的な会議運営を図るため、同表左欄に掲げる専門部会を置く。

- 2 部会員は、別表中欄に掲げる委員のうちからそれぞれ教育委員会が委嘱又は任命する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を各1人置く。
- 4 専門部会の部会長及び副部会長は、それぞれ専門部会に属する部会員の互選により選出する。
- 5 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 専門部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。
- 8 部会長は、専門部会の会議における審議状況及び結果を幹事会及び理事会に報告しなければならない。
- 9 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第10条 委員、理事、幹事、部会員及びその他会議(理事会、幹事会及び専門部会の会議を含む。)に出席した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この場合において、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 委員会、理事会、幹事会及び専門部会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課学校統合準備室において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会、理事会、幹事会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が委員長、理事長又は部会長と協議して、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第9条関係)

部会名	部会員	所掌事務
総務部会	地域自治区を代表する者 学校運営協議会を代表する者 中学校のPTAを代表する者 中学校の教職員を代表する者 小学校のPTAを代表する者 小学校の教職員を代表する者 こども園の園児の保護者会を代表する者	(1) 名称、校章、校歌、校訓、制服等に関すること。 (2) 閉校及び開校式典その他の式典行事に関すること。 (3) 広報活動に関すること。 (4) その他必要な事項に関すること。

	こども園の保育教諭を代表する者 その他教育委員会が必要と認める者	
環境整備・PTA・コミスク部会	地域自治区を代表する者 学校運営協議会を代表する者 中学校のPTAを代表する者 中学校の教職員を代表する者 小学校のPTAを代表する者 小学校の教職員を代表する者 こども園の園児の保護者会を代表する者 こども園の保育教諭を代表する者 その他教育委員会が必要と認める者	(1) 施設、設備等の整備に関すること。 (2) 通学路の安全対策及び通学バスに関すること。 (3) 部活動に関すること。 (4) PTAの組織運営に関すること。 (5) 学校運営協議会の組織運営に関すること。 (6) その他必要な事項に関すること。
教育活動・学校事務部会	地域自治区を代表する者 学校運営協議会を代表する者 中学校のPTAを代表する者 中学校の教職員を代表する者 小学校のPTAを代表する者 小学校の教職員を代表する者 こども園の園児の保護者会を代表する者 こども園の保育教諭を代表する者 その他教育委員会が必要と認める者	(1) 教育課程その他の教育内容に関すること。 (2) 学校行事及び学級編制に関すること。 (3) 生徒会に関すること。 (4) 交流事業に関すること。 (5) 備品(学校備品、教材、図書等をいう。)の整備に関すること。 (6) 保存文書等の整理に関すること。 (7) 予算計画に関すること。 (8) その他必要な事項に関すること。

中 学 校 統 合 準 備 に か か る
課 題 整 理 シ ー ト

番号	課 題	担当部会
1	新中学校の名称について	総務部会
2	校歌の制定について	
3	校章の制定について	
4	校訓の制定について	
5	制服・体操服・かばん・上履きについて	
6	閉校記念式典について	
7	開校記念式典について	
8	広報活動に関すること	
9	校舎の増築、改修に関すること	環境整備・PTA・コミ スク部会
10	通学路の安全対策に関すること	
11	スクールバスの運行に関すること	
12	看板、案内標識の整備に関すること	
13	部活動に関すること	
14	PTAの組織運営に関すること	
15	学校運営協議会の組織運営に関すること	
16	教育課程等、教育内容に関すること	教育活動・学校事務 部会
17	学校行事に関すること	
18	生徒会に関すること	
19	交流事業に関すること	
20	学校備品、教材備品の整理に関すること	
21	学校図書に関すること	
22	保存文書等の整理に関すること	
23	予算計画に関すること	



恵那南地区統合中学校準備委員会の組織及び役割

恵那南地区統合中学校準備委員会（総会）

地域、保護者、学校の意見を取りまとめ、教育委員会に提言する。

理事会

幹事会で承認された提案を決定する。

幹事会

各部会から提出された提案を検討し承認する。各部会の審議情報を共有し、所属する部会に情報を伝える。

総務部会

校名・校歌・校章・校訓・制服・式典・広報等に関すること。

環境整備・PTA・ コミスク部会

校舎・スクールバス・通学路・部活動・PTA等に関すること。

教育活動・ 学校事務部会

教育課程・学校行事・生徒会・交流事業・学校備品・図書・教材・文書・会計等に関すること。

課題 10 通学路の安全対策に関すること

1 環境整備・PTA・コミスク部会での検討

・令和7年3月11日（火）第17回部会

これまで同部会で「校舎増改築について」「スクールバスについて」の協議を行ってきた時において、通学路の安全に関する意見を拾い出している。

出されていた意見を基に通学路に関する課題を再確認するとともに、安全対策に関する協議を行い、取りまとめを行った。

2 主な課題

	通学路に関する主な課題		取組み方
学校周辺の道路	1	生徒数が多くなるため、学校周辺の道路は便利で安全である道路に整備。	学校入り口の道路を、片側歩道付きの2車線道路に改良する道路整備を実施。（こども園東側からの新設道路も整備）利便性や安全性の向上が図られる。
	2	道路利用に関し、徒歩、自転車、バスでも安全な通学ができるようにする。（保護者の車両通行も同様）	登下校に関する道路利用のルールを、学校として決めていく。（現在の山岡中学校でもルールがある）
	3	山岡健康プラザ横の十字交差点は、確実な一旦停止と安全通行への注意喚起。	学校関係の通行車両も多くなり、今以上に確実な一旦停止と安全通行ができるよう、指導面からと道路の安全対策からの工夫を行う。
スクールバス関係	4	スクールバスルートで、凍結の恐れがある箇所での安全な通行への対応。	スクールバスのルートを融雪剤の散布を行う優先道路となるようにする。
	5	バス停の待ち場スペースが狭い箇所では、乗降時に注意。	安全性の向上に努めるとともに、生徒への安全指導を行う。
	6	スクールバスの運行台数が多いことから、車両が重なる場合では道路右左折時に時間がかかる。	バス運行時間を調整するなどスムーズな運行ができるようにする。
道路全般	7	冬季のスクールバス下車後の時間帯で暗くなる箇所においては、道路に街路灯設置の検討。	関係地域で話し合いを行い、必要な箇所に街路灯設置を進める。（自治会への市の補助制度活用）
	8	南中校区の道路全般に関し、狭い箇所、見通しが悪い箇所、曲がりくねった箇所等があることから、安全に通行ができる道路であって欲しい。	道路管理者には道路の安全性の向上に積極的に努めてもらう。 市民（車両運転手）には通学路の通行に対して安全に配慮してもらう。（啓発する）
	9	スクールバス通学、徒歩通学、自転車通学すべてに対して、道路は安全な通学路であって欲しい。	地域には通学時の見守り活動など安全安心に努めてもらう。

3 安全対策を講じる取り組みの一つである「恵那市通学路安全推進協議会」について

第 17 回部会では、「恵那市通学路安全推進協議会」について情報共有を行った。

どのような協議会か	・教育委員会をはじめ小中学校の関係者、国、県、市の道路管理者、警察署、市の交通安全担当課等の関係機関で構成されている協議会で、小中学校の通学路について継続的に安全対策を講じるために毎年開催している。
協議会の事務局は	・教育委員会学校教育課
どのように課題となる通学路を把握しているか	・各小中学校は、6 月頃までに通学路の点検と P T A と連携した情報収集により、安全対策が必要な個所の把握を行っている。
協議の内容は	・協議会（7 月頃）では、全ての小中学校から報告を受け、通学上の安全対策が必要な個所と優先的に道路整備等が望まれる個所の情報共有を行い、関係機関において安全対策を講じるための協議を実施している。
どのように対策を講じているか	・具体的な安全対策の実施に向け、危険度や緊急性の高いものを中心としながら優先的に講じる個所を選定し、その後、道路管理者、警察署等の関係者が現地の合同点検を実施している。 ・この点検で、ガードレールやグリーンベルト（道路上に緑色のラインを標示）など安全対策整備を具体的に実施する個所、カーブミラーや注意喚起を促す看板等の設置を行う箇所、歩道の設置など道路改良が必要な個所、横断歩道設置への協議に取り組む個所など、国、県、市の道路管理者及び警察署が具体的な対策を講じることに結びついている。

4 まとめ

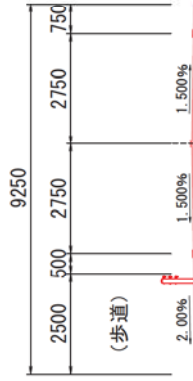
- (1) 主な課題とその取り組み方を示し、出来ることは実施してもらうとするが、地域の実情を全て把握できないため、安全対策の具体策に関して、部会でまとめることは難しいものがある。
- (2) 安全対策を講じる取り組みの一つである「恵那市通学路安全推進協議会」などを通して、恵那南中学校開校後も継続的に安全対策に取り組んでもらう。
- (3) 学校周辺の 2 車線化道路整備は、市において確実に実施してもらう。

山岡町281号線測量設計 平面図 (案)

至：山岡中学校

山岡グラウンド

(市)山岡町281号線
標準断面図



山岡こども園

至：山岡振興事務所

業務名/工事名	(市) 山岡町281号線
施工箇所名	恵那市山岡町下平向地内
図面の種類	平面図
縮尺	A1:1/500 A2:1/1000
図面番号	
会社名	
事務所名	恵那市

本資料は、2025.01現在のものであり、今後、変更等が生じる可能性があります。

課題 12 看板、案内標識の整備に関すること

1 環境整備・PTA・コミスク部会での検討

- ・令和7年3月11日（火）第17回部会

学校を示す看板は、現在「山岡中学校」の表示のものが数か所あり、これを「恵那南中学校」に変更していくことと、廃校となる中学校の表示看板は、いずれ撤去が必要となっていくとした。

2 まとめ

- ・看板等の標識に関しては、行政側（教育委員会）で必要な整備を実施してもらうとした。

備品等の扱いについて(案)

1 各学校で以下の3種類に分類する。

- ①「恵那南中学校へ持っていく物」
→「授業に関係する備品」、「ギャラリーで展示する物品」、
「資料室で保管する物品」※全国入賞、価値が高いなどを考慮
- ②「廃棄する物」
→「数が多い」、「古い」、「壊れている」など
- ③「各校でそのまま残しておく物」
→1年間程度は、そのままにしておく

2 「各校でそのまま残しておく物」のうち、恵那南中学校や地域学習拠点施設で必要になったり、「ギャラリー」で展示したり「資料室」で保管したりする物品が見つかった場合は、その都度、移動させる。

1

備品等の扱いについて(案)

3 以下の順で引き取り先を照会する。

- ① 5 地区公共施設（園・小学校、高等学校、校舎の後利用施設含む）
- ② 市内小・中学校
- ③ 他の市内公共施設
- ④ 市で対応

4 最後まで引取先がなかった物品については、物品のリストを踏まえ、地域ごとに対応方法を検討する。

※市教委から対応方法を相談させていただく。

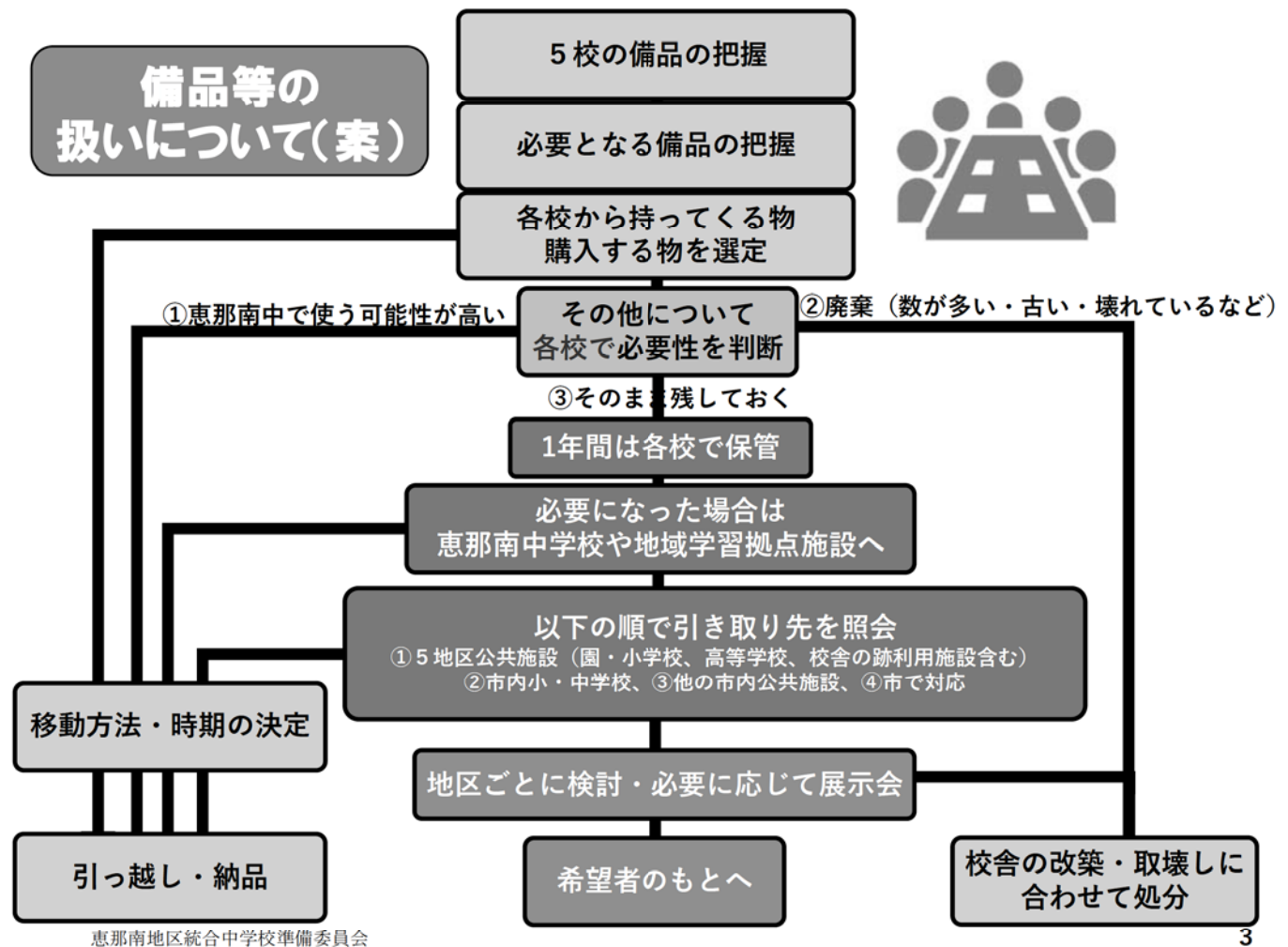
※「展示会」等を実施する場合は以下のようにする。

→特に値段設定は行わない。

1品につき100円以上で寄付をお願いする。

5 それでも残った物品は校舎の改修・取壊しの際に「廃棄する物」と合わせて処分する。

2



課題22 「保存文書等の整理に関すること」



Ena City

恵那南中学校ギャラリーで展示する資料

5校が揃った展示内容として

- ①各中学校の校旗
- ②これまでに撮影した航空写真
- ③閉校記念事業として撮影した航空写真
- ④その他(各校からの要望をもとに検討)

※令和8年開校時は、この内容でスタートする。

ギャラリーの状況を踏まえて、備品整理の中で展示に加えたい物が
増えた場合は、その都度、学校を中心に検討する。

課題5 制服・体操服・かばん・上履きについて

1. 制服（ボトムス柄）、体操服選定の経過について

- R6.8.23 総務部会にて「学校・準備委員会・事務局の役割分担」を確認
 - ・学校：着用ルール等の作成。選定に対して、専門的立場から意見を述べる
 - ・準備委員会：児童・生徒や保護者の意見を参考に、指定の制服を決めていく
 - ・事務局：スケジュール管理、製造業者・販売業者の選定・交渉
- R6.10.3 理事会にて「学校・準備委員会・事務局の役割分担」を承認
- R6.10.7 制服企画製造業務プロポーザルの実施
 - ・参加業者：2社
 - ・審査結果：「岐阜菅公学生服株式会社」がサポート業者に決定
- R6.12.19 体操服企画製造業務プロポーザルの実施
 - ・参加業者：2社
 - ・審査結果：「岐阜菅公学生服株式会社」がサポート業者に決定
- R6.12.23 総務部会でサポート業者の提案によるアンケート用のデザイン案を選定
 - ・制服（ボトムス柄）3点、体操服4点を選定
 - ・アンケートの最多得票数のデザインを部会の決定案とする
- R7.2～3 アンケートの実施

2. 制服（ボトムス）・体操服のアンケート結果について

○ 児童生徒対象（小学4年生以上の小学生及び中学生）

投票期間：令和7年2月10日～令和7年3月3日

投票者数：制服（ボトムス）552人 / 体操服554人

※期間中、恵那南地区の各小中学校で制服等を展示

○ 保護者対象（こども園及び小中学校の保護者）

投票期間：令和7年3月3日～令和7年3月31日

投票者数：制服（ボトムス）257人 / 体操服252人

※期間中、恵那南地区の各コミュニティセンターで制服等の見学会を開催

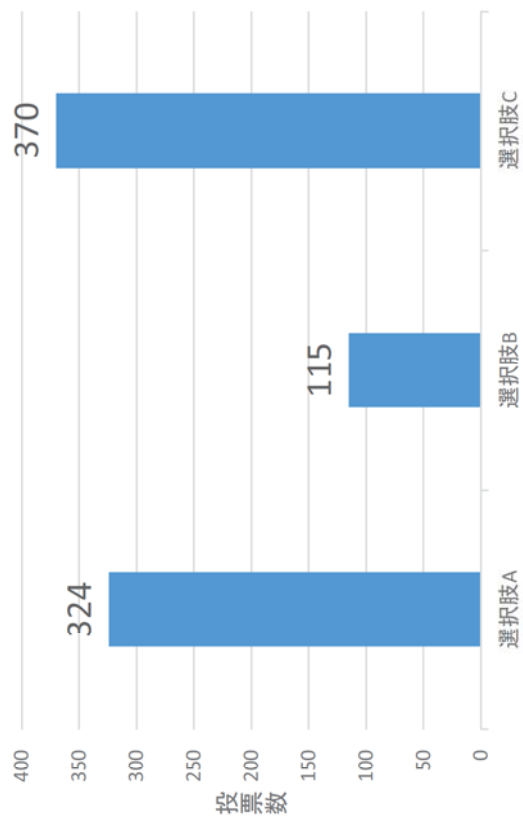
3. 今後について

- 制服（ブレザー）のボタン柄を校章決定後、アンケートを実施し決定する

恵那南中学校 ボトム柄アンケート結果

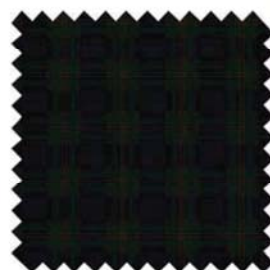
回答者数: 809人

ボトムアンケート数(スラックス・スカート)



■ ボトムアンケート数(スラックス・スカート)

選択肢 A



自然豊かな森を基調に取り入れた
生徒人気が高いブラックウォッシュ柄

選択肢 B



山々の景観を感じさせる
赤やグリーンラインが特徴
落ち着いた印象を与えるチェック柄

決定デザイン

選択肢 C

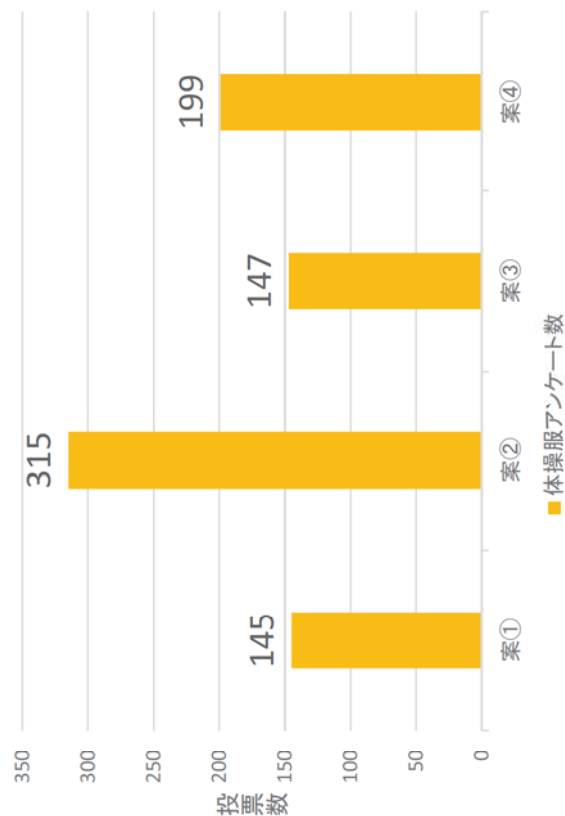


上下のメリハリがはっきり出る
ライトグレーベース
爽やかなブルーラインが特徴の
生徒人気が高いグリーンチェック

恵那南中学校 体操服アンケート結果

回答者数: 806人

体操服アンケート



■ 体操服アンケート数

①



②



決定デザイン

③



④



「総合的な学習の時間」について**1 年生 恵南地区地域巡り**

- ・ 恵南地区を知ることがを目的に、それぞれの地域を巡る。
- ・ 1 回の活動は午前中（4 時間）の活動として、学校に帰ってくる。
- ・ 導入 1 時間 + （事前学習 1 時間 + 見学学習 4 時間） × 5 地区 + まとめ 4 時間 = 3 0 時間

1

「総合的な学習の時間」について**2 年生 福祉教育・職場体験**

- ・ 恵南地区にある福祉施設に協力を仰ぎ、福祉ボランティア活動や交流活動を行う。
- ・ クラス単位で福祉施設を決めて行う（日にちがずれても対応可能）
- ・ 導入 1 時間 + 計画準備 5 時間 + ボランティア活動 4 時間 × 2 回 + まとめ 5 時間 = 2 9 時間

2

「総合的な学習の時間」について**3年生 ①探求型学習 恵南の未来を考える**

- ・令和8年度は今まで自分たちが学んできた地域の現状（魅力や課題）についてまとめる。
- ・将来的には、地域に貢献することを考える探究学習。
- ・導入1時間＋探究活動14時間＋まとめ5時間＝20時間

3年生 ②実践女子中学校との交流（下田歌子）

- ・2回にわたって訪れる実践女子中学校の生徒に下田歌子の生まれた岩村城下のガイドをする
- ・導入1時間＋準備5時間＋事前見学2時間＋本番ガイド2時間＝10時間

3

課題19「交流事業に関する事」

「令和7年度 交流事業の計画」について**・小学校交流会**

- ・6年生（令和8年度の恵那南中学校1年生）で実施
- ・令和7年10月か11月に半日で実施
- ・活動内容は「仲間づくり」につながる体験活動（レクリエーション協会に講師を依頼）
- ・会場は山岡B&Gが望ましいが、難しい場合は山岡小学校など山岡地区で実施する。（バス乗車体験を兼ねる）

「令和7年度 交流事業の計画」について

・中学校1年生交流会

- ・1学期と2学期に各1回実施する。(計2回)
- ・場所は山岡B & Gを予定(難しい場合は明智中学校や上矢作中学校などを予定)
- ・活動内容は「仲間づくり体験」「恵那南中学校紹介」「軽スポーツ大会」「合唱」などを予定

5

「令和7年度 交流事業の計画」について

・中学校2年生交流会

- ・1学期と2学期に各1回実施する。(計2回)
 - ①1学期交流会
 - ※5月実践女子学園が岩村に来られる際に実施
 - ※岩邑中3年生による交流(発表)の様子を見学し、これ以降に恵南各校で連絡を取り合いながら、総合的な学習の時間を使った事前学習を実施
 - ②2学期交流会
 - ※11月から12月頃に実施
 - ※恵那南中学校修学旅行に向けた学習会及び交流会
 - ※場所は岩邑中学校など岩村地区を予定

6